

調布市における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第5第1項第1号アに規定する基準

第1 趣旨

この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（平成27年4月9日26都市住民第1714号局長決定。以下「補助要綱」という。）第5第1項第1号アに規定する調布市が事業者を求める基準について定めるものとする。

第2 市が事業者を求める基準

補助要綱第2に規定する医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス等との連携を確保したサービス付き高齢者向け住宅（以下「医療・介護連携型サ高住」という。）を整備するため、市が事業者を求める基準は次のとおりとする。

- (1) 医療・介護連携型サ高住の入居者については、市内に居住する者の入居を優先するものとし、入居者数の3分の2以上を市内に居住する者とする。ただし、当該住宅の入居可能日から起算して1か月以上空き室となっている場合は、この限りではない。
- (2) 高齢者単身世帯や夫婦のみ世帯等のほか、現に住宅に困窮している者等を優先して入居させるよう努めること。
- (3) 事業者は、年度終了ごとに、入居者の状況を調布市に報告すること。
- (4) 連携する医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス等の事業者が提供する医療・介護サービスについては、入居者に限定せず、市内の高齢者を広く対象とすること。
- (5) 入居者が、連携する医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス等の事業者以外の医療・介護サービスを自由に選択することを妨げないこと。
- (6) 事業者が、連携する医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス等の事業者と協定を締結するにあたっては、入居者の

要介護度や認知症の重度化等の身体的な変化に伴って、適切な医療・介護サービスが受けられるように配慮したものとすること。

- (7) 事業者は、建設にあたり近隣住民に対して説明会等を行い、十分に事業計画の説明を行うこと。
- (8) 事業者は、補助金交付決定後に事業者の変更が生じた場合でも引き続き基準を遵守すること。
- (9) 事業者は、関係法令及び通知等を遵守すること。
- (10) 事業者は、市が必要に応じて行う調査等について、協力すること。

第3 雑則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年5月22日から施行する。